

みずほe-ビジネスサイト利用規定

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
第2条 サービスの申込 1. 申込方法 (1) (略) (2) 当行所定の一部のサービスについては、非居住者は利用申込を行うことはできません。 (3) (略) 2. (略) 3. 外為サービスにおける決済用口座および照会対象口座の届出 (1) 外為決済用口座 外為サービスの利用申込に際しては、契約者は、外為取引における決済対象口座（外為サービスの利用に際し、取引代わり金、外為サービスにかかる手数料および諸費用を引き落とす口座または入金する口座をいい、以下「外為決済用口座」といいます）を当行所定の様式により届け出るものとします。契約者が外為決済用口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における契約者本人名義の預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。 (2) 外貨預金照会対象口座の届出 外為サービスの利用申込に際しては、契約者は外貨預金照会対象口座（外為サービスの利用に際し、当該口座にかかる取引情報を参照する外貨預金口座をいい、以下「外貨預金照会対象口座」といいます）を当行所定の様式により当行に届け出るものとします。契約者が外貨預金照会対象口座として指定することができる外貨預金口座は、当行の国内本支店における契約者本人名義の外貨預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。 4. ～6. (略)	第2条 サービスの申込 1. 申込方法 (1) (略) (2) <u>第22条に規定する国内取引サービスの</u>一部のサービスについては、非居住者は利用申込を行うことはできません。 (3) (略) 2. (略) 3. 外為サービスにおける決済用口座および照会対象口座の届出 (1) 外為決済用口座 外為サービスの利用申込に際しては、契約者は、外為取引における決済対象口座（外為サービスの利用に際し、取引代わり金、外為サービスにかかる手数料および諸費用を引き落とす口座または入金する口座をいい、以下「外為決済用口座」といいます）を「<u>みずほe-ビジネスサイト外為取引届</u>」により届け出るものとします。契約者が外為決済用口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における契約者本人名義の預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。 (2) 外貨預金照会対象口座の届出 外為サービスの利用申込に際しては、契約者は外貨預金照会対象口座（外為サービスの利用に際し、当該口座にかかる取引情報を参照する外貨預金口座をいい、以下「外貨預金照会対象口座」といいます）を「<u>みずほe-ビジネスサイト外為取引届</u>」により当行に届け出るものとします。契約者が外貨預金照会対象口座として指定することができる外貨預金口座は、当行の国内本支店における契約者本人名義の外貨預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。 4. ～6. (略)
第3条 管理者および利用者の届出と届出内容の変更 1. 管理者届出 契約者は、本サービスの利用に關しての契約者における責任者（以下「管理者」といいます）および管理者に関する事項として当行所定の事項を申込書により当行に届け出るものとします。 2. (略) 3. 管理者の変更および届出内容の変更 管理者を変更する場合および管理者に関する届出内容を変更する場合は、当行所定の方法により、速やかに当行に届け出るものとします。 4. (略)	第3条 管理者および利用者の届出と届出内容の変更 1. 管理者届出 契約者は、本サービスの利用に關しての契約者における責任者（以下「管理者」といいます）および管理者に関する事項として<u>ユーザーID、管理者名、部署名、電話番号、初回ログインパスワード、初回取引実行パスワード</u>を申込書により当行に届け出るものとします。 2. (略) 3. 管理者の変更および届出内容の変更 管理者を変更する場合および管理者に関する届出内容を変更する場合は、<u>申込書</u>により、速やかに当行に届け出るものとします。 4. (略)
第4条 本サービスの利用 1. ～3. (略) 4. 操作マニュアル 契約者は、本サービスの利用に際しては、当行所定の方法により提供する「みずほe-ビジネスサイト操作マニュアル」（以下「操作マニュアル」といいます）を参照し、操作マニュアルに記載された指示に従うものとします。	第4条 本サービスの利用 1. ～3. (略) 4. 操作マニュアル 契約者は、本サービスの利用に際しては、<u>当行ウェブサイトにて</u>提供する「みずほe-ビジネスサイト操作マニュアル」（以下「操作マニュアル」といいます）を参照し、操作マニュアルに記載された指示に従うものとします。
第6条の2 I Cカード 1. 申込 (1) 契約者（2019年1月20日以前に、当行から本号に定める「I Cカード」の貸与を受けている者に限るものとし、以下本条において同様とします。）は、電子証明書および秘密鍵を端末ではなく外部記憶媒体へ格納することを希望する場合は、当行所定の方法により申し込むことにより、当行から電子証明書および秘密鍵の格納が可能な I Cチップ搭載カード（以下「I Cカード」といいます）の貸与を受けることができるものとします。 (2) ～(4) (略) (5) I Cカード利用料は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、小切手またはキャッシュカードの提出を受けることなく、契約者が届け出た I Cカード利用料の引落口座（以下「I Cカード利用料引落口座」といいます）から当行が自動的に引き落とす方法により支払うものとし、この場合、領収書等は発行しないものとします。契約者が I Cカード利用料引落口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。なお、契約者と異なる名義の法人の預金口座を I Cカード利用料引落口座として指定する場合には、別途当行所定の様式により届け出るものとします。 (6) (略) 2. ～3. (略)	第6条の2 I Cカード 1. 申込 (1) 契約者（2019年1月20日以前に、当行から本号に定める「I Cカード」の貸与を受けている者に限るものとし、以下本条において同様とします。）は、電子証明書および秘密鍵を端末ではなく外部記憶媒体へ格納することを希望する場合は、<u>「みずほe-ビジネスサイトICカード関連申込書」</u>により申し込むことにより、当行から電子証明書および秘密鍵の格納が可能な I Cチップ搭載カード（以下「I Cカード」といいます）の貸与を受けることができるものとします。 (2) ～(4) (略) (5) I Cカード利用料は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、小切手またはキャッシュカードの提出を受けることなく、契約者が届け出た I Cカード利用料の引落口座（以下「I Cカード利用料引落口座」といいます）から当行が自動的に引き落とす方法により支払うものとし、この場合、領収書等は発行しないものとします。契約者が I Cカード利用料引落口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。なお、契約者と異なる名義の法人の預金口座を I Cカード利用料引落口座として指定する場合には、別途<u>「みずほe-ビジネスサイトICカード関連申込書」</u>により届け出るものとします。 (6) (略) 2. ～3. (略)

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
4. 再発行 破損等により I C カードまたは I C カードリーダー（当行から提供した機種に限り）の交換が必要な場合、破損等をした I C カードまたは I C カードリーダーを返却した上で、当行所定の方法により申し込むものとします。ただし、破損等をした I C カードまたは I C カードリーダーの返却が無い場合は、当行は I C カードまたは I C カードリーダーも交換を行わないことができるものとします。 5. （略）	4. 再発行 破損等により I C カードまたは I C カードリーダー（当行から提供した機種に限り）の交換が必要な場合、破損等をした I C カードまたは I C カードリーダーを返却した上で、「みずほe-ビジネスサイト」ICカード関連申込書により申し込むものとします。ただし、破損等をした I C カードまたは I C カードリーダーの返却が無い場合は、当行は I C カードまたは I C カードリーダーも交換を行わないことができるものとします。 5. （略）
第9条 解約等 1. 当事者の都合による解約 本サービスの利用に関する契約（以下「本利用契約」といいます）は、当事者の一方の都合で、相手方へ通知することによりいつでも解約することができます。ただし、契約者の都合により解約する場合は、当行所定の書面により当行に通知するものとします。この場合、契約者は解約と同時に、当行に対して未払手数料を支払うものとします。 2. ～6. （略）	第9条 解約等 1. 当事者の都合による解約 本サービスの利用に関する契約（以下「本利用契約」といいます）は、当事者の一方の都合で、相手方へ通知することによりいつでも解約することができます。ただし、契約者の都合により解約する場合は、「EBサービス解約申込書」により当行に通知するものとします。この場合、契約者は解約と同時に、当行に対して未払手数料を支払うものとします。 2. ～6. （略）
第13条 規定の変更 当行が必要と判断した場合には、当行は、契約者に対して当行ウェブサイト上で変更内容を告知することにより、本規定の内容を変更することができるものとします。この場合、変更日以降は、契約者の同意の有無にかかわらず、変更後の規定を適用するものとします。契約者は、変更内容に同意しない場合には、その旨を当行に通知するものとします。当行は、変更日から7日以内に契約者から変更不同意旨の通知を受領しない場合には、契約者が変更内容に同意したものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は、契約者に対して事前に通知することなく、本利用契約を解約することができるものとします。	第13条 規定の変更 民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。
第20条 外為サービス 1. 仕向送金サービス （1）仕向送金依頼 ① （略） ② 当サービスを利用した仕向送金依頼にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。 ③ ～⑥ （略） ⑦ 当サービスに基づく送金代わり金、仕向送金取引にかかる所定の手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定等にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。 ⑧ 依頼内容が確定した後に依頼の取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、当行所定のフォーマットにてデータを送信するか、当行所定の依頼書によりファクシミリにて取消の依頼をするものとします。 ⑨ 依頼内容が確定した後に依頼の変更をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、当行所定の依頼書によりファクシミリにて変更の依頼をするものとします。 ⑩ ～⑪ （略） ⑫ 確定した仕向送金の依頼内容に従って当行が送金を実行した後に変更・取消依頼の内容が確定した場合は、当行は依頼の変更・取消を行いません。必要な場合は、当行所定の手続に従い、組戻、内容変更、照会等の依頼を行うこととします。 確定した仕向送金の依頼内容に従って当行が送金を実行する前に変更・取消依頼の内容が確定した場合であっても、当行は、相当の事由があれば依頼の変更・取消を行わないことができ、当行が故意・重過失によって変更・取消の処理を怠った場合を除き、変更・取消がなされなかったことにより生じた損害について責任を負いません。 ⑬ （略） （2）仕向送金取組結果照会 当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、契約者が依頼した仕向送金の取組結果にかかる当行所定の情報を提供するものです。	第20条 外為サービス 1. 仕向送金サービス （1）仕向送金依頼 ① （略） ② 当サービスを利用した仕向送金依頼にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を「みずほe-ビジネスサイト外為取引届」により届け出るものとします。ただし、これらの金額はいずれも1兆円未満とします。 ③ ～⑥ （略） ⑦ 当サービスに基づく送金代わり金、仕向送金取引にかかる手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定等にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。 ⑧ 依頼内容が確定した後に依頼の取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、当行所定のフォーマットにてデータを送信するか、「みずほe-ビジネスサイト外為取引変更・取消依頼書（データ送信済分）」または「みずほe-ビジネスサイト仕向送金組戻・変更・照会依頼書（送金取組実行済分）」によりファクシミリにて取消の依頼をするものとします。 ⑨ 依頼内容が確定した後に依頼の変更をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、「みずほe-ビジネスサイト外為取引変更・取消依頼書（データ送信済分）」または「みずほe-ビジネスサイト仕向送金組戻・変更・照会依頼書（送金取組実行済分）」によりファクシミリにて変更の依頼をするものとします。 ⑩ ～⑪ （略） ⑫ 確定した仕向送金の依頼内容に従って当行が送金を実行した後に変更・取消依頼の内容が確定した場合は、当行は依頼の変更・取消を行いません。必要な場合は、組戻、内容変更、照会等の依頼を行うこととします。 確定した仕向送金の依頼内容に従って当行が送金を実行する前に変更・取消依頼の内容が確定した場合であっても、当行は、相当の事由があれば依頼の変更・取消を行わないことができ、当行が故意・重過失によって変更・取消の処理を怠った場合を除き、変更・取消がなされなかったことにより生じた損害について責任を負いません。 ⑬ （略） （2）仕向送金取組結果照会 当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、契約者が依頼した仕向送金の取組結果にかかる情報を提供するものです。

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
2. 被仕向送金サービス （1） 被仕向送金到着案内 当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、被仕向送金の到着案内にかかる当行所定の情報を提供するものです。当サービスの契約者に対しては、当行は当サービス以外の方法での到着案内は行いません。	2. 被仕向送金サービス （1） 被仕向送金到着案内 当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、被仕向送金の到着案内にかかる情報を提供するものです。当サービスの契約者に対しては、当行は当サービス以外の方法での到着案内は行いません。
（2） 被仕向送金入金依頼 ① （略） ② 当サービスを利用した被仕向送金入金依頼にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。 ③ ～⑥ （略） ⑦ 当サービスに基づく被仕向送金取引にかかる所定の手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定等にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。 ⑧ 依頼内容が確定した後に依頼の変更または取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、当行所定の依頼書によりファクシミリにて変更、取消の依頼をするものとします。 ただし、確定した依頼内容に従って当行が入金処理をした後は、依頼の変更・取消を行うことはできません。ファクシミリによる変更・取消を依頼する場合、当行がファクシミリの内容を正當なものとなした時点で変更・取消依頼の内容が確定するものとします。 確定した被仕向送金入金依頼内容に従って当行が入金処理をした後に変更・取消依頼の内容が確定した場合は、当行は依頼の変更・取消を行いません。確定した被仕向送金入金依頼に従って当行が入金処理をする前に変更・取消依頼の内容が確定した場合であっても、当行は、相當の事由があれば依頼の変更・取消を行わないことができ、当行が故意・重過失によって変更・取消の処理を怠った場合を除き、変更・取消がなされなかったことにより生じた損害について責任を負いません。 ⑨ （略） （3） 被仕向送金入金結果照会 当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、被仕向送金の入金結果にかかる当行所定の情報を提供するものです。	（2） 被仕向送金入金依頼 ① （略） ② 当サービスを利用した被仕向送金入金依頼にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を「みずほe-ビジネスサイト外為取引届」により届け出るものとします。ただし、これらの金額はいずれも1兆円未満とします。 ③ ～⑥ （略） ⑦ 当サービスに基づく被仕向送金取引にかかる手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定等にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。 ⑧ 依頼内容が確定した後に依頼の変更または取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、「みずほe-ビジネスサイト外為取引変更・取消依頼書（データ送信済分）」によりファクシミリにて変更、取消の依頼をするものとします。 ただし、確定した依頼内容に従って当行が入金処理をした後は、依頼の変更・取消を行うことはできません。ファクシミリによる変更・取消を依頼する場合、当行がファクシミリの内容を正當なものとなした時点で変更・取消依頼の内容が確定するものとします。 確定した被仕向送金入金依頼内容に従って当行が入金処理をした後に変更・取消依頼の内容が確定した場合は、当行は依頼の変更・取消を行いません。確定した被仕向送金入金依頼に従って当行が入金処理をする前に変更・取消依頼の内容が確定した場合であっても、当行は、相當の事由があれば依頼の変更・取消を行わないことができ、当行が故意・重過失によって変更・取消の処理を怠った場合を除き、変更・取消がなされなかったことにより生じた損害について責任を負いません。 ⑨ （略） （3） 被仕向送金入金結果照会 当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、被仕向送金の入金結果にかかる情報を提供するものです。
3. 輸出サービス （1） 輸出信用状到着案内 当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、輸出信用状にかかる当行所定の情報を提供するものです。ただし、当サービスにより当行が提供する情報は、輸出信用状の発行、プレアドバイス、条件変更にかかる情報とします。なお、当サービスを利用した場合であっても、輸出信用状の原本は、当行より別途通知する書類の輸出信用状とします。輸出信用状の原本上の情報と当サービスにより当行が提供した情報の内容が異なる場合、輸出信用状の原本上の情報が優先されるものとします。 （2） 輸出手形買取照会 当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、輸出手形買取にかかる当行所定の情報を提供するものです。 （3） 輸出手形取立入金照会 当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、輸出手形取立入金にかかる当行所定の情報を提供するものです。 （4） 輸出手形経過情報照会 当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、輸出手形の引受・決済にかかる当行所定の情報を提供するものです。	3. 輸出サービス （1） 輸出信用状到着案内 当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、輸出信用状にかかる情報を提供するものです。ただし、当サービスにより当行が提供する情報は、輸出信用状の発行、プレアドバイス、条件変更にかかる情報とします。なお、当サービスを利用した場合であっても、輸出信用状の原本は、当行より別途通知する書類の輸出信用状とします。輸出信用状の原本上の情報と当サービスにより当行が提供した情報の内容が異なる場合、輸出信用状の原本上の情報が優先されるものとします。 （2） 輸出手形買取照会 当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、輸出手形買取にかかる情報を提供するものです。 （3） 輸出手形取立入金照会 当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、輸出手形取立入金にかかる情報を提供するものです。 （4） 輸出手形経過情報照会 当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、輸出手形の引受・決済にかかる情報を提供するものです。

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
４．輸出手形買取・取立依頼サービス （１）本サービスの内容 ①～④（略） ⑤ 当サービスを利用した輸出手形の買取・取立等の申込にあたっては、あらかじめ「１日あたりの取扱限度額」および「１回あたりの取扱限度額」を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。 ⑥～⑦（略） （２）～（３）（略） （４）その他 ① 当サービスに基づく決済代わり金、輸出手形買取・取立手続にかかる所定の利息・手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定等にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。 ②～④（略）	４．輸出手形買取・取立依頼サービス （１）本サービスの内容 ①～④（略） ⑤ 当サービスを利用した輸出手形の買取・取立等の申込にあたっては、あらかじめ「１日あたりの取扱限度額」および「１回あたりの取扱限度額」を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、これらの金額はいずれも１兆円未満とします。 ⑥～⑦（略） （２）～（３）（略） （４）その他 ① 当サービスに基づく決済代わり金、輸出手形買取・取立手続にかかる利息・手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定等にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。 ②～④（略）
５．輸入サービス （１）輸入信用状発行・条件変更依頼 ①（略） ② 当サービスを利用した輸入信用状発行・条件変更依頼にあたっては、あらかじめ「１日あたりの取扱限度額」および「１回あたりの取扱限度額」を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。 ③～⑤（略） ⑥ 依頼内容が確定した後に依頼の変更または取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、当行所定の依頼書・方法によりファクシミリにて変更、取消の依頼をするものとします。ただし、確定した依頼内容に従って当行が手続を実行した後は、依頼の変更・取消はできないものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。 ⑦ 当サービスにかかる所定の手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定および外貨普通預金規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。 ⑧（略） （２）～（５）（略）	５．輸入サービス （１）輸入信用状発行・条件変更依頼 ①（略） ② 当サービスを利用した輸入信用状発行・条件変更依頼にあたっては、あらかじめ「１日あたりの取扱限度額」および「１回あたりの取扱限度額」を「みずほe-ビジネスサイト外為取引届」により届け出るものとします。ただし、これらの金額はいずれも１兆円未満とします。 ③～⑤（略） ⑥ 依頼内容が確定した後に依頼の変更または取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、「みずほe-ビジネスサイト外為取引変更・取消依頼書（輸入信用状依頼）」によりファクシミリにて変更、取消の依頼をするものとします。ただし、確定した依頼内容に従って当行が手続を実行した後は、依頼の変更・取消はできないものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。 ⑦ 当サービスにかかる手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定および外貨普通預金規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。 ⑧（略） （２）～（５）（略）
６．輸入手形決済依頼サービス （１）本サービスの内容 ①（略） ② 当サービスを利用した輸入手形決済依頼にあたっては、あらかじめ「１日あたりの取扱限度額」および「１回あたりの取扱限度額」を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。 ③（略） （２）輸入手形決済依頼の取扱 ①～⑥（略） ⑦ 当サービスに基づく決済代わり金、輸入手形決済にかかる所定の利息・手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定等にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。 ⑧（略）	６．輸入手形決済依頼サービス （１）本サービスの内容 ①（略） ② 当サービスを利用した輸入手形決済依頼にあたっては、あらかじめ「１日あたりの取扱限度額」および「１回あたりの取扱限度額」を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、これらの金額はいずれも１兆円未満とします。 ③（略） （２）輸入手形決済依頼の取扱 ①～⑥（略） ⑦ 当サービスに基づく決済代わり金、輸入手形決済にかかる利息・手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定等にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。 ⑧（略）

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
7. 外貨預金サービス (1) (略) (2) 外貨預金振替依頼 ① (略) ② 当サービスを利用した外貨預金振替依頼にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。 ③ ～⑥ (略) ⑦ 当サービスに基づく振替代わり金、外貨預金取引にかかる所定の手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定等にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。 ⑧ 依頼内容が確定した後に依頼の変更または取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、当行所定の依頼書によりファクシミリにて変更、取消の依頼をするものとします。ただし、確定した依頼内容に従って当行が振替処理をした後は、依頼の変更・取消を行うことはできません。ファクシミリによる変更・取消を依頼する場合、当行がファクシミリの内容を正当なものとみなした時点で変更・取消依頼の内容が確定するものとします。確定した外貨預金振替依頼内容に従って当行が振替処理をした後に変更・取消依頼の内容が確定した場合は、当行は依頼の変更・取消を行いません。確定した外貨預金振替依頼内容に従って当行が振替処理をする前に変更・取消依頼の内容が確定した場合であっても、当行は、相当の事由があれば依頼の変更・取消を行わないことができ、当行が故意・重過失によって変更・取消の処理を怠った場合を除き、変更・取消がなされなかったことにより生じた損害について責任を負いません。 ⑨ (略)	7. 外貨預金サービス (1) (略) (2) 外貨預金振替依頼 ① (略) ② 当サービスを利用した外貨預金振替依頼にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を「みずほe-ビジネスサイト外為取引届」により届け出るものとします。ただし、これらの金額は「いづれも1兆円未満」とします。 ③ ～⑥ (略) ⑦ 当サービスに基づく振替代わり金、外貨預金取引にかかる手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定等にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。 ⑧ 依頼内容が確定した後に依頼の変更または取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、「みずほe-ビジネスサイト外為取引変更・取消依頼書（データ送信済分）」または「みずほe-ビジネスサイト仕向送金組戻・変更・照会依頼書（送金取組実行済分）」によりファクシミリにて変更、取消の依頼をするものとします。ただし、確定した依頼内容に従って当行が振替処理をした後は、依頼の変更・取消を行うことはできません。ファクシミリによる変更・取消を依頼する場合、当行がファクシミリの内容を正当なものとみなした時点で変更・取消依頼の内容が確定するものとします。確定した外貨預金振替依頼内容に従って当行が振替処理をした後に変更・取消依頼の内容が確定した場合は、当行は依頼の変更・取消を行いません。確定した外貨預金振替依頼内容に従って当行が振替処理をする前に変更・取消依頼の内容が確定した場合であっても、当行は、相当の事由があれば依頼の変更・取消を行わないことができ、当行が故意・重過失によって変更・取消の処理を怠った場合を除き、変更・取消がなされなかったことにより生じた損害について責任を負いません。 ⑨ (略)
第2 1 条 為替予約サービス 1. ～2. (略) 3. 為替予約取引照会サービス (1) 当サービスの内容について 当サービスは、為替予約取引の締結明細、残高明細および履行明細にかかる当行所定の情報の提供を行うサービスです。 (2)～(3) (略) 4. (略)	第2 1 条 為替予約サービス 1. ～2. (略) 3. 為替予約取引照会サービス (1) 当サービスの内容について 当サービスは、為替予約取引の締結明細、残高明細および履行明細にかかる情報の提供を行うサービスです。 (2)～(3) (略) 4. (略)
第2 2 条 国内取引サービス 1. (略) 2. 総合振込、給与・賞与振込サービス (1) (略) (2) 総合振込、給与・賞与振込の依頼 ① (略) ② 当サービスを利用した総合振込または給与・賞与振込の依頼にあたっては、あらかじめ「1 回あたりの件数」(20,000 件以下または500 件以下) を当行所定の方法により届け出るものとします。 ③ (略) (3)総合振込、給与・賞与振込の依頼内容の確定と取引成立 ① ～⑥ (略) ⑦ ②の引き落としができなかった場合（③の場合においては、②の引き落としのうち振込・振替代り金の引き落としができなかった場合）または④の振込代わり金の引き落としができなかった場合で、その時点で契約者が指定した入金指定口座あてに振込通知を発信する、または振替処理を実施する手続を当行が行っていたときは、契約者は、総合振込においては、総合振込指定日当日中に振込・振替代り金および振込手数料（③の場合においては振込・振替代り金）を、給与・賞与振込においては、給与・賞与振込指定日当日中に振込代り金を、当行所定の手数料引落日に振込手数料を、当行所定の方式により支払うものとします。 ⑧ (略) 3. (略)	第2 2 条 国内取引サービス 1. (略) 2. 総合振込、給与・賞与振込サービス (1) (略) (2) 総合振込、給与・賞与振込の依頼 ① (略) ② 当サービスを利用した総合振込または給与・賞与振込の依頼にあたっては、あらかじめ「1 回あたりの件数」(20,000 件以下または500 件以下) を申込書により届け出るものとします。 ③ (略) (3)総合振込、給与・賞与振込の依頼内容の確定と取引成立 ① ～⑥ (略) ⑦ ②の引き落としができなかった場合（③の場合においては、②の引き落としのうち振込・振替代り金の引き落としができなかった場合）または④の振込代わり金の引き落としができなかった場合で、その時点で契約者が指定した入金指定口座あてに振込通知を発信する、または振替処理を実施する手続を当行が行っていたときは、契約者は、総合振込においては、総合振込指定日当日中に振込・振替代り金および振込手数料（③の場合においては振込・振替代り金）を、給与・賞与振込においては、給与・賞与振込指定日当日中に振込代り金を、当行所定の手数料引落日に振込手数料を、自動引き落としの方法により支払うものとします。 ⑧ (略) 3. (略)

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
4. 口座振替依頼サービス (1)～(2) (略) (3) 口座振替依頼内容の確定と取引成立 ① (略) ② 当行は、依頼内容が確定した後、当行所定の方法により振替処理を行います。 ③ (略) (4) (略) 5. ～8. (略)	4. 口座振替依頼サービス (1)～(2) (略) (3) 口座振替依頼内容の確定と取引成立 ① (略) ② 当行は、依頼内容が確定した後、振替処理を行います。 ③ (略) (4) (略) 5. ～8. (略)
第23条 ワンタイムパスワード利用 1. (略) 2. ワンタイムパスワードの利用 (1) ワンタイムパスワードの利用対象者は、みずほe-ビジネスサイトを利用されているお客さまのうち、当行所定の依頼書により当行に対してワンタイムパスワードを利用しない旨の意思表示を行っていないすべてのお客さまとします。 (2) (略) (3) お客さまがトークンの追加発行を希望するときは、当行所定の申込書により申込を行ってください。当行は、当該申込に応諾した場合は、お届けの住所にトークンを発送します。 3. (略) 4. トークンの再発行等 (1) トークンの紛失、破損、故障等があったときは、当行所定の申込書によりトークンの再発行の申込を行ってください。当行は、当該申込に応諾した場合は、お届けの住所に新しいトークン（以下、「新トークン」といいます。）を発送します。 (2)～(5) (略) 5. 解約等 (1) 本条に基づくワンタイムパスワードの利用を解約または一時停止する場合、当行所定の方法によりお届けください。 (2)～(4) (略) 6. 免責事項 (1) ワンタイムパスワードにかかる各種申込は、当行所定の申込書により行うものとし、当行は申込書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合には、当該申込を正當なお客さまからの依頼とみなして受け付けます。それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。 (2)～(5) (略)	第23条 ワンタイムパスワード利用 1. (略) 2. ワンタイムパスワードの利用 (1) ワンタイムパスワードの利用対象者は、みずほe-ビジネスサイトを利用されているお客さまのうち、「みずほe-ビジネスサイトトークン関連申込書」により当行に対してワンタイムパスワードを利用しない旨の意思表示を行っていないすべてのお客さまとします。 (2) (略) (3) お客さまがトークンの追加発行を希望するときは、「みずほe-ビジネスサイトトークン関連申込書」により申込を行ってください。当行は、当該申込に応諾した場合は、お届けの住所にトークンを発送します。 3. (略) 4. トークンの再発行等 (1) トークンの紛失、破損、故障等があったときは、「みずほe-ビジネスサイトトークン関連申込書」によりトークンの再発行の申込を行ってください。当行は、当該申込に応諾した場合は、お届けの住所に新しいトークン（以下、「新トークン」といいます。）を発送します。 (2)～(5) (略) 5. 解約等 (1) 本条に基づくワンタイムパスワードの利用を解約または一時停止する場合、「みずほe-ビジネスサイトトークン関連申込書」によりお届けください。 (2)～(4) (略) 6. 免責事項 (1) ワンタイムパスワードにかかる各種申込は、「みずほe-ビジネスサイトトークン関連申込書」により行うものとし、当行は申込書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合には、当該申込を正當なお客さまからの依頼とみなして受け付けます。それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。 (2)～(5) (略)
第24条 計表・帳票配信サービス 1. (略) 2. 計表・帳票配信サービスの依頼 当サービスの依頼に際しては、あらかじめ、配信を希望する計表・帳票の種類、1項の各取引にかかる委託者コード、振込代り金引落口座または口座振替代り金の入金口座（以下「振替代り金入金口座」といいます）に関する情報、閲覧開始日等を当行所定の様式に基づき届け出るものとします。 3. ～4. (略)	第24条 計表・帳票配信サービス 1. (略) 2. 計表・帳票配信サービスの依頼 当サービスの依頼に際しては、あらかじめ、配信を希望する計表・帳票の種類、1項の各取引にかかる委託者コード、振込代り金引落口座または口座振替代り金の入金口座（以下「振替代り金入金口座」といいます）に関する情報、閲覧開始日等を「みずほe-ビジネスサイト」計表・帳票配信サービス変更届により届け出るものとします。 3. ～4. (略)